

財務省告示第八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十五年十二月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法
利付国庫債券（五年）（第三十三回）	平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額に各申込みの応募価格を募入額により加重平均し、得られるものによる発行（以下「とするものによる発行（以下「

八		七		六		五	
額	最	口	イ	口	イ	口	イ
低	札	非	入	札	非	札	非
額	発	競	入	発	競	入	競
面	行	争	行	行	争	行	争
金	入	入	争	入	入	入	入
五	四	百	六	一	百	利	第
万	百	六	十	兆	六	付	一
円	円	十	五	八	十	国	債
	億	一	万	千	一	債	の
	七	億	円	八	億	に	規
	千	九	百	百	九	つ	定
	八	千	四	千	千	い	に
	百	六	十	億	六	て	基
	十	億	三	千	億	、	づ
	八	億	億	七	面	額	き
	万	七	千	千	金	額	発
	四	千	百	百	額	で	行
	千	百	三	億	で	た	第
		億	十	千	第	五	条
		千	五	万	十	五	項
		万	万	円	五	理	基
		円	円		千	金	特
					百	に	別
					四	基	会
					十	に	計
					六	特	法
					億	別	第
					三	会	五
					千	計	条
					八	は	
					面	づ	
					に	き	
					規	発	
					定	行	
					に	第	
					基	十	
					に	万	
					十	第	
					五	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	
					千	五	
					五	万	
					十	第	
					億	五	
					千	万	
					五	第	
					十	五	
					億	万	
					千	第	
					五	五	
					十	万	
					億	第	

九 振替単位

十一 発行日

十一 発行価格

イ 価格競争

入札発行

口 非競争入

札発行

十二 利率

十三 経過

の払込み

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

する。平成十五年十二月二十五日

額面金額百円につき九十九円八

角八銭以上のそれぞれの応募価

格 額面金額百円につき九十九円八

角九銭

十 〇・六パーセント

年 〇・六パーセント

(一) 募入決定の通知を受けた者は、

は、払込金額に加えて、次の算

式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込

むものとする。

$$\frac{\text{償還総額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される

ものとして振替口座簿中の口

座に記載又は記録されるもの

については、前記(一)の算式によ

り算出した金額から当該金額

に百分の二十を乗じた金額(た

だし、当該国債を発行時におい

て取得する者が非居住者又は

外国法人である場合には、前記

(一)の算式により算出した金額

に当該非居住者又は外国法人

が適用を受ける所得税の税率

を乗じた金額)を控除すること

ができる。

平成十六年六月二十日を支払期

十四 初期利子

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平成十五年十二月二十五日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成二十年十二月二十日
る利息を支払う。
い、その日以、前六月間に属す
日を、支払日とし、各支払期にお
毎、年六月二十日及び十二月二十
日、を、支払期とし、各支払期にお

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

と、し、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が、銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。